

返戻金制度について

株式会社 SG プランニングのご紹介による成功報酬が発生後、返戻金が発生する場合、いかに定めるものとする。

紹介手数料の発生後、入社した応募者（以下「被採用者」という）が、被採用者によって合意された就労開始日から3ヶ月以内に、被採用者の自己都合による退職、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合は、下記返金規定に定めるところに従い紹介手数料を返金するものとする。但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社 SG プランニングの免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

〈 返金規定 〉

- ・ 被採用者が1ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の50%を返金
- ・ 被採用者が3ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の20%を返金

株式会社 SG プランニング
代表取締役 今村 さおり
(許可番号 23-ユ-301808)